

当初案	修正後
<p>(仮称) 栗東100歳条例 (案)</p> <p>前文</p> <p>日本は、世界に例のない速さで「<u>超高齢社会</u>」となり、さらに少子化現象も相まって、いよいよ「<u>人口減少社会</u>」に突入しました。</p> <p>そのような中、日本人の平均寿命は着実に延び、多くの日本人が100歳を<u>生きる可能性のある</u>「人生100年時代」が到来していると言われています。</p> <p>かつての「<u>人生50年～60年</u>」の時代から、これまで「余生」と考えられてきた「<u>老い</u>」の時間が何倍にも伸びてきている現在は、「<u>老い</u>」は「<u>もう一つの人生</u>」として捉えられるべき時代となっています。</p> <p>栗東市は、このような人生100年という長い一生を生きる時代を迎えた今、高齢者が健康寿命を<u>伸ばし</u>、社会の一員として地域に貢献し、生きがいを持って「<u>もう一つの人生</u>」を歩んでいける地域社会を目指し、<u>第六次栗東市総合計画が掲げる将来都市像「いつまでも住み続けたくなる安心な元気都市栗東」の実現を目指し、この条例を制定します。</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>少子高齢・人口減少化社会</u>にあって、多くの高齢者が<u>健康寿命を伸ばし、地域社会の一員として活躍するこ</u></p>	<p>(仮称) 栗東<u>はつらつ</u>100歳条例 (案)</p> <p>前文</p> <p>日本は、世界に例のない速さで超高齢社会となり、さらに少子化現象も相まって、いよいよ人口減少社会に突入しました。</p> <p>そのような中、日本人の平均寿命は着実に延び、多くの日本人が100歳を<u>超える</u>「人生100年時代」が到来しています。</p> <p>_____これまで「余生」と考えられてきた「<u>老い</u>」の時間が<u>大きく</u>伸びてきている現在は、「<u>老い</u>」は「<u>もう一つの人生</u>」として捉えられるべき<u>長寿社会</u>となっています。</p> <p><u>この長寿社会においては、協調、ゆとり、心の豊かさが求められています。</u></p> <p>栗東市は、このような人生100年という長い一生を生きる時代を迎えた今、高齢者が健康寿命を<u>延ばし</u>、社会の一員として地域に貢献し、生きがいを持って「<u>もう一つの人生</u>」を歩んでいける地域社会を目指し、この条例を制定します。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、「<u>人生100年時代</u>」にあって、栗東市において<u>多くの高齢者が、健康ではつらつと地域社会の一員として</u></p>

とにより、もって、地域福祉の向上に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 高齢者 市内に居住する概ね年齢満65年以上の者をいいます。

(2) 市民等 市内に居住し、もしくは滞在し、又は通勤・通学する者をいいます。

(3) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいいます。

(4) 団体 市内で公益的な活動をする団体及びコミュニティ団体をいいます。

(5) 市 市長、教育委員会その他市の執行機関をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例は、市民等、事業者及び市が、相互に世代を越えて連携・協力し、この条例の目的を具現化することを基本理念とし、協働して、「人生100年時代」のまちづくりに取り組みます。

(市の責務)

第4条 市は、高齢者の生きがいづくり、地域活動の参加、就労その他高齢者が地域社会の主体となって活躍するために必要な学習機会の提供、健康増進、コミュニティ活動・就労支援等の施策を総合的かつ的確に行います。

2 市は、前項の施策を推進するうえで、市民等及び事業者が行う事業に対し、積極的に支援します。

活躍することにより人生をより豊かなものとするため、健康長寿のまちづくりを進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市 市長、教育委員会その他市の執行機関をいいます。

(2) 市民 市内に居住若しくは滞在し、又は通勤・通学する者をいいます。

(3) 高齢者 市内に居住する概ね年齢満65歳以上の者をいいます。

(4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいいます。

(5) 団体 市内で公益的な活動をする団体及びコミュニティ団体をいいます。

(基本理念)

第3条 この条例は、市民、事業者、団体及び市が、長寿社会においてそれぞれの立場でその責務を果たすとともに、相互に世代を超えて連携・協力し、「人生100年時代」のまちづくりに協働して取り組み、高齢者が自他ともに輝くことを基本理念とします。

(市の責務)

第4条 市は、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、地域活動の参加、就労その他高齢者が地域社会の主体となって活躍するために必要な学習機会の提供、健康増進、コミュニティ活動、就労支援等の施策を総合的かつ的確に行います。

2 市は、前項の施策を推進するうえで、市民、事業者及び団体が行う事業に対し、積極的に支援します。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、少子高齢・人口減少化社会にあつて、「人生100年時代」は自らの課題であることを自覚し、この条例の目的を達成するための市の事業、地域活動等に、積極的に参加し、協力するものとします。

(事業者及び団体の責務)

第6条 事業者及び団体は、この条例の理念を理解し、市の事業や地域活動に協力するとともに、それぞれの役割に応じ、自らが主体となって高齢者が生き生きと活躍できる場の提供に努めるものとします。

(評価・検証)

第7条 市は、この条例に基づく事業が計画的かつ効果的に実施されるよう、毎年、評価・検証をし、これら事業の改善に努めます。

(この条例の位置づけ)

第8条 この条例は、高齢者の健康寿命を延伸し、生きがいを持って「もう一つの人生」を歩んでいける地域社会の実現を目指す基本理念を定めるものであり、市民等、事業者、市及び市議会は、この理念を最大限尊重するとともに、市及び市議会は、他の条例、規則等の制定、改正に当たっては、この条例との整合を十分に図るよう努めます。

(市民及び高齢者の責務)

第5条 市民は、少子高齢社会や人口減少社会にあつて、「人生100年時代」は自らの課題であることを自覚し、この条例の目的を達成するための市の事業、地域活動等に積極的な参加と協力に努めるものとします。

2 高齢者は、長寿社会にあつて、老いには備えが必要であり、一人ひとりが自助努力をもって学ぶこと、実践すること、そして継続することに努めるものとします。

(事業者及び団体の責務)

第6条 事業者及び団体は、この条例の理念を理解し、市の事業や地域活動に協力するとともに、それぞれの役割に応じ、自らが主体となって高齢者がいきいきと活躍できる場の提供に努めるものとします。

(雑則)

第7条 _____
_____ 市民、事業者、団体及び市及び市議会は、この条例を最大限尊重するとともに、市及び市議会は、他の条例、規則等の制定、改廃にあたっては、この条例との整合を十分に図るよう努めます。